

# 石川県公報

平成 31 年 3 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 24 号)

## 目 次

### 教育委員会

○独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則

1

## 教 育 委 員 会

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会規則第四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則(昭和三十五年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表高等学校の項中「千五百十円」を「千七百七十円」に改め、同表特別支援学校の項中「千五百十円」を「千七百七十円」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

